

公募型プロポーザル方式に係る参考様式集

豊見城市自動運転公共交通サービス導入検討委託業務

(様式第1号) 質問書

(様式第2号) 参加表明書

(様式第3号) 誓約書

(様式第4号) 会社の概要

(様式第5号) 国、沖縄県、その他地方公共団体から受けた企業の
優良業務表彰の実績

(様式第6号) 業務実施体制

(様式第7号) 予定管理技術者の経歴等

(様式第8号) 予定管理技術者の同種又は類似業務実績

(様式第9号) 予定担当技術者の経歴等

(様式第10号) 企画提案書

(様式第11号) 業務実施方針、業務内容（フロー）、実施スケジュール案

(様式第12号) 業務概要に対する貴社の提案【特定テーマ】

(様式第13号) 参考積算見積書

(様式第14号) 参考見積（歩掛）

(様式第15号) 辞退届

特定設計業務等共同企業体協定書届（必要に応じて提出）

特定設計業務等共同企業体協定書（必要に応じて提出）

(様式第 1 号)

令和 年 月 日

豊見城市 都市計画部

都市計画課 殿

※TEL : 098-850-5332

※メールアドレス : koutsuseisaku-g@city.tomigusuku.lg.jp)

住 所 :

商 号 又 は 名 称 :

代 表 者 :

質 問 書

業務名	豊見城市自動運転公共交通サービス導入検討委託業務		
担当者氏名		TEL番号 メールアドレス	
質問事項			

(様式第2号)

令和 年 月 日

参加表明書

豊見城市長 殿

(参加申込者)

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

豊見城市自動運転公共交通サービス導入検討委託業務について、企画提案書の提出を希望します。

連絡担当者	
所属・役職	
電話番号	
E-mail	

(様式第3号)

誓約書

令和 年 月 日

豊見城市長 殿

豊見城市自動運転公共交通サービス導入検討委託業務に係る公募型プロポーザルに参加するにあたり、関係法令等について再度認識のうえ、厳正な手続きを行い、下記事項の全てに該当する事業者であることを誓約します。なお、虚偽、不正行為が判明したときは、いかなる処分に対しても異議を申し立てません。

記

・豊見城市自動運転公共交通サービス導入検討委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領に記載された応募資格を満たした事業者であること。

・豊見城市自動運転公共交通サービス導入検討委託業務について、受託業務を遅延なく履行できる能力を有する事業者であること。

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職・氏名

※共同企業体の場合は、構成員ごとに誓約書を提出すること。

(様式第4号)

会 社 の 概 要

設 立	
資 本 金	
事業所住所	
組 織 図	
業 務 内 容	
資 格	
(上記の)資格保有者の技術者数 (県外・県内別)	
会 社 の 技 術 者 数	

建設コンサルタント登録規定に基づく登録状況

●建設コンサルタント登録規定に基づく登録状況

登録部門 :

登録年月日 :

登録番号 :

会社の業務実績				
	業務名称	業務概要	発注機関	履行期間
同種業務	(受注者名)			年 月から 年 月まで
	(受注者名)			年 月から 年 月まで
	(受注者名)			年 月から 年 月まで
類似業務	(受注者名)			年 月から 年 月まで

注 1) 登録状況が確認できる資料を添付すること。

(様式第 5 号)

国、沖縄県、その他地方公共団体から受けた企業の優良業務表彰の実績

業務名	
契約金額	
履行期間	
発注機関名	
住所	
TEL	
業務の概要	

注 1) 優良業務表彰を受けたことを証する書類を添付すること

(様式第 6 号)

○ 業務実施体制

	予定技術者名	所属・役職	担当する分担業務の内容
管理技術者			
担当技術者	1) 2) 3)		

注 1) 氏名にはふりがなをふること。

注 2) 担当技術者は、最大 3 名まで記載できる。(複数名配置する場合は、1 名代表者を決め担当技術者の (1) に記載し、氏名の後に「(代表担当技術者)」と記載すること。

注 3) 設計共同体の場合は、「所属・役職」欄に各技術者の所属企業名も記入すること。

○ 再委託がある場合

再委託先	担当技術者名	業務内容	予定額	備考

注 1) 氏名にはふりがなをふること。

予定管理技術者の経歴等

① 氏名		② 生年月日			
③ 所属・役職					
④ 保有資格 ※資格の写しを添付すること					
技術士					
(部門：総合技術監理 分野：) ・登録番号： ・登録年月日：					
(部門：建設 分野：) ・登録番号： ・登録年月日：					
RCCM (部門： 分野：) ・登録番号： ・登録年月日：					
⑤ 同種又は類似業務経歴（1件） (管理技術者または主任技術者の実務経験等)					
業務 分類	業務名		発注機関		履行 期間
同種 ・ 類似					
⑥ 同種又は類似業務をマネジメントした実務経験（1件）					
業務 分類	業務名	職務上の立場 (役職名)	発注機関	機関名 (所属機関)	履行 期間
同種 ・ 類似					
⑦ 手持業務の状況（平成 年 月 日現在）【公示日。ただし、前年度公告年度次 4月契約業務（年度を跨ぐ手続き）は7月1日（7月最初の勤務日）とする。】、管理技術 者、又は担当技術者となっている契約金額500万円以上					
業務名	職務上の立場	発注機関	履行期間	契約金額	
				(契約金額合計 万円)	
⑧ 実務経験の経歴（直近の順に記入）					
1)		年 月～ 年 月（ 年 ヶ月）			
2)		年 月～ 年 月（ 年 ヶ月）			
3)		年 月～ 年 月（ 年 ヶ月）			
		(累計 年 ヶ月)			
⑨ 同種又は類似業務の優秀技術者表彰（国、県、地方公共団体）の経歴 ※ 優良業務表彰を受けたことを証する書類を添付すること 有 ・ 無					
⑩ 当該地域（沖縄県内）の業務実績（地域精通度の評価）					
業務 分類	業務名	職務上の立場 (役職名)	発注機関	契約金額	履行 期間
同種 ・ 類似 ・ その他					

※ ⑤、⑥、⑩は、重複して記載でき、業務を担当した事を証するTECRIS登録内容確認書または契約書、業務計画書または業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。

(様式第 8 号)

予定管理技術者の同種又は類似業務実績等

業務分類	同種（あるいは類似）業務	同種（あるいは類似）業務	同種（あるいは類似）業務
業務名			
契約金額			
履行期間			
発注機関名			
住所			
TEL			
業務の概要			
	(技術者として従	(技術者として従	(技術者として従
技術的特徴			
当該技術者の業務担当の内容			

注 1) 業務分類には、「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載する。

注 2) 様式 7 に記載した同種または類似業務を重複して記載できる。

注 3) 業務を担当した事を証するTECRIS登録内容確認書または契約書、業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。

(様式第 9 号)

予定担当技術者の経歴等

① 氏名		② 生年月日		
③ 所属・役職				
④ 保有資格 ※資格の写しを添付すること 技術士 (部門：総合技術監理 分野：) ・登録番号： ・登録年月日： (部門：建設 分野：) ・登録番号： ・登録年月日： RCCM (部門： 分野：) ・登録番号： ・登録年月日：				
⑤ 同種又は類似業務経歴（直近 5 件以内）				
業務 分類	業務名	発注機関	職務上 の立場	履行 期間
同種 ・ 類似				
同種 ・ 類似				
同種 ・ 類似				
同種 ・ 類似				
同種 ・ 類似				

※ 職務上の立場とは、その業務における役割分担をいう。管理技術者、担当技術者の別を記入すること。

※ ⑤の業務を担当した事を証するTECRIS登録内容確認書または契約書、業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。

(様式第10号)

令和 年 月 日

豊見城市長 殿

提出者) 住 所
電 話 番 号
会 社 名
代 表 者

印

作成者) 担 当 部 署
氏 名
E - m a i l

企 画 提 案 書

下記業務について、企画提案書を提出します。

記

業 務 の 名 称 豊見城市自動運転公共交通サービス導入検討委託業務

履 行 期 間 契約締結の翌日 から 令和9年3月12日（金）

○業務実施方針

○業務内容（フロー）

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.[illegible][illegible]

※提出者（設計共同体の構成員を含む）及び協力を求める学識経験者等を特定することができる内容の記述（具体的な社名・個人名等）を記載してはならない。

(様式第12号)

○業務概要に対する貴社の提案

特定テーマ：	導入可否の判断基準および段階的ロードマップの策定にあ たつての提案
--------	--------------------------------------

注1) 特定テーマに対する提案の作成にあたっては、曖昧な表現は避け、実施することを明確に記載すること。なお、曖昧な表現の場合は評価しない。

注2) 提出者（設計共同体の構成員を含む）及び協力を求める学識経験者等を特定することができる内容の記述（具体的な社名・個人名等）を記載してはならない。

(様式第12号)

○業務概要に対する貴社の提案

特定テーマ：	その他の提案

注1) 特定テーマに対する提案の作成にあたっては、曖昧な表現は避け、実施することを明確に記載すること。なお、曖昧な表現の場合は評価しない。

注2) 提出者（設計共同体の構成員を含む）及び協力を求める学識経験者等を特定することができる内容の記述（具体的な社名・個人名等）を記載してはならない。

(様式第13号)

参 考 積 算 見 積 書

令和 年 月 日

豐見城市長御中

件 名 豊見城市自動運転公共交通サービス導入検討委託業務

業 者 名

住所

代 表 者

電話番号

合 計 金 額

下記のとおり御見積り申し上げます。

[illegible]

備 考 ※消費税は別途請求とします。

(様式第14号)

豊見城市自動運転公共交通サービス導入検討委託業務(参考見積(歩掛))

- ※ 仕様書等に基づき、各作業・職種区分ごとに必要な員数を記載すること。
- ※ 技術者単価は、令和8年度単価とすること。
- ※ 単位当たり数量に注意すること。
- ※ 必要に応じて、行を追加すること。

会社名:

1. 自動運転技術の基礎調査および国内外の動向等の整理 1式当り

	理事・技師長	主任技術者	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	
数量	人	人	人	人	人	人	人	

2. 令和6、7年度実証運行に係る課題等の整理 1式当り

	理事・技師長	主任技術者	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	
数量	人	人	人	人	人	人	人	

3. 市民の社会受容性および潜在的ニーズの把握 1式当り

	理事・技師長	主任技術者	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	
数量	人	人	人	人	人	人	人	

4. 豊見城市内一周バス(105番線)の代替・協調可能性の検討 1式当り

	理事・技師長	主任技術者	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	
数量	人	人	人	人	人	人	人	

5. 特定の地域・路線における自動運転モビリティの適性(ポテンシャル)の検討 1式当り

	理事・技師長	主任技術者	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	
数量	人	人	人	人	人	人	人	

6. 本格運行に向けた体制・コスト・リスクの試算 1式当り

	理事・技師長	主任技術者	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	
数量	人	人	人	人	人	人	人	

7. 導入可否の判断基準(GO/NO-GO基準)および段階的ロードマップの策定 1式当り

	理事・技師長	主任技術者	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	
数量	人	人	人	人	人	人	人	

8. 打合せ協議 1式当り

	理事・技師長	主任技術者	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	
数量	人	人	人	人	人	人	人	

9. 成果品

報告書	単価							
数量	円							

電子データ(CD-R)	単価							
数量	円							

(様式第15号)

辞 退 届

件 名 : 豊見城市自動運転公共交通サービス導入検討委託業務

上 記 に つ い て 都 合 に よ り 、 企 画 提 案 を 辞 退 し ま す 。

令和 年 月 日

住 所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

印

豊見城市長 殿

辞 退 届

件 名 : 豊見城市自動運転公共交通サービス導入検討委託業務

上 記 に つ い て 都 合 に よ り 、 企 画 提 案 を 辞 退 し ま す 。

令和 年 月 日

共同企業体

代 表 者	住 所 商号又は名称 代 表 者 氏 名	印
構 成 員	住 所 商号又は名称 代 表 者 氏 名	印
構 成 員	住 所 商号又は名称 代 表 者 氏 名	印

豊見城市長 殿

特定設計業務等共同企業体協定書届

豊見城市が発注する『豊見城市自動運転公共交通サービス導入検討委託業務』に関して、別添のとおり特定設計業務等共同企業体協定を締結したのでお届けします。

令和 年 月 日

豊見城市長 殿

特定設計業務等共同企業体

代 表 者	住 所	
	商号又は名称	
	氏 名	印

構 成 員	住 所	
	商号又は名称	
	氏 名	印

構 成 員	住 所	
	商号又は名称	
	氏 名	印

特定設計業務等共同企業体協定書(甲)

令和 年 月

豊見城市 都市計画部

特定設計業務等共同企業体協定書(甲)

(目 的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 1 豊見城市発注に係る『豊見城市自動運転公共交通サービス導入検討委託業務』当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、単に「委託業務」という) の受注
- 2 前号に附帯する事業。

(名 称)

第2条 当共同企業体は、_____ 特定設計業務等共同企業体 (以下「当企業体」という。) と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を _____ 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日に成立し、委託業務の委託契約の履行後3ヶ月を経過するまでの期間は、解散することができない。

- 2 委託業務を受注することが出来なかった場合は、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該委託業務に係わる委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住	所
商 号 又 は 名 称	
氏	名

住	所
商 号 又 は 名 称	
氏	名

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、_____ を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、委託業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務委託料 (前払金及び部分代金を含む) の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該委託業務について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

.....%

.....%

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

- 第9条 当企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、組織及び編成並びに委託業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、委託業務の完了に当るものとする。

(構成員の責任)

- 第10条 各構成員は、委託業務の委託契約の履行及び下請契約その他の委託業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

- 第11条 当企業体の取引金融機関は、.....とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決 算)

- 第12条 当企業体は、委託業務完了の都度、当該委託業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

- 第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

- 第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

- 第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(委託業務途中における構成員の脱退に対する措置)

- 第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が委託業務を完了する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち委託業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して委託業務を履行する。

- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。

- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者としてすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

.....外1社は、前記のとおり.....
.....特定設計業務等共同企業体協定を締結したので、その証拠として協定書3通を作成し、各通に構成員が記名捺印の上、各自1通を所有し、1通は発注者に提出するものとする。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
氏 名

印

住 所
商号又は名称
氏 名

印